

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3103	電気機器巻線用軟銅線	Annealed Copper Wires for Winding Wires	この規格は、断面が円形で軟質の電気機器巻線用の軟銅線について規定するものである。今般、各特性の試験方法として引用しているJIS C 3002(電機用銅線及びアルミニウム線試験方法)が、導電率及び引張りの試験について、最近の市場の実態に合わせるための見直しが行われ、簡条構成も含め2025年に改正された。このため、この規格においても、引き続き、改正されたJIS C 3002を引用規格とすることとし、各試験方法について該当する簡条番号・項目と整合を図るため、改正が必要である。なお、この規格は、前回改正(1984年)から40年以上が経過し、規格様式が現在のJIS Z 8301を反映したものとなっていないことから、最新のものに整合を図るための改正も行う。	この規格の改正によって、導電率、伸びなどの試験について、最近の市場に即した方法で実施することが可能となることから、品質の明確化、取引の単純公正化及び国際貿易の円滑化が寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格様式をJIS Z 8301:2019に基づき、最新版のものに合わせる。 ・試験方法のうち7.1～7.4について、JIS C 3002:2025の簡条番号・項目にあわせ、次のとおり改める。 7.1の“JIS C 3002の3.による。”を“JIS C 3002の5.1(外観)による。”に改める。 7.2の“JIS C 3002の4.による。”を“JIS C 3002の5.2(構造)による。”に改める。 7.3の“JIS C 3002の5.による。”を“JIS C 3002の5.3(引張り)による。”に改める。 7.4の“JIS C 3002の6.による。”を“JIS C 3002の5.4(導電率)による。”に改める。	—		無	第2条の該当号: 1(寸法、性能) 対象事項: 電気機器巻線用軟銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C3104	平角銅線	Rectangular copper wires for electrical purposes	この規格は、電気用の平角銅線について規定するものである。今般、各特性の試験方法として引用しているJIS C 3002(電機用銅線及びアルミニウム線試験方法)が2025年に改正された。このため、の規格においても、引き続き、改正されたJIS C 3002を引用規格とすることとし、各試験方法について該当する簡条番号・項目と整合を図るため、改正が必要である。なお、この規格は、前回改正(1994年)から30年以上が経過し、規格様式が現在のJIS Z 8301を反映したものとなっていないことから、最新のものに整合を図るための改正も行う。	この規格の改正によって、導電率、伸びなどの試験について、最近の市場に即した方法で実施することが可能となることから、品質の明確化、取引の円滑化及び市場の拡大が期待できる。 また、引き続き、生産性等の向上、および産業の合理化が期待でき、公正な取引に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格様式をJIS Z 8301:2019に基づき、最新版のものに合わせる。 ・試験方法のうち、7.1～7.5について、JIS C 3002:2025の簡条番号・項目にあわせ、次のとおり改める。 7.1の“JIS C 3002の3.(外観)による。”を“JIS C 3002の5.1(外観)による。”に改める。 7.2の“JIS C 3002の4.(構造)による。”を“JIS C 3002の5.2(構造)による。”に改める。 7.3の“JIS C 3002の5.(引張り)による。”を“JIS C 3002の5.3(引張り)による。”に改める。 7.4の“JIS C 3002の6.(導電率)による。”を“JIS C 3002の5.4(導電率)による。”に改める。 7.5の“JIS C 3002の7.(エッジワイズ曲げ)による。”を“JIS C 3002の5.5(エッジワイズ曲げ)による。”に改める。	—			第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: 平角銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3215-0-6	巻線共通規格－第0－6部：一般特性－樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	Specifications for particular types of winding wires- Part 0-6: General requirements-Glass-fibre wound resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire	この規格は、樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-6:2007を基として2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC 60317-0-6が、グレード1のガラス巻銅線の寸法のうちの最大仕上り外径について、それまで規定されていなかった公称導体径の範囲においても、市場の実態を反映して当該外径の値を規定し、2020年に改訂された。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し、この規格を改正する必要がある。	この改正によって、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態が反映されることから、品質の向上、国際取引の円滑化及び市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・導体径において、グレード1の一重エナメルガラス巻銅線、及びグレード1の二重エナメルガラス巻銅線のうち、公称導体径が1.700 mm～5.000 mmの範囲にある導体の最大仕上り外径の値を追加する。	－	IEC 60317-0-6:2020 Specifications for particular types of winding wires - Part 0-6: General requirements - Glass-fibre wound resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項： ガラス巻銅線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C3215-31	巻線個別規格－第31部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires- Part 31: Glass-fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 180	この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻平角銅線、及びエナメルガラス巻平角銅線について規定するもので、IEC 60317-31:2015を基とした規格である。今般、共通規格として引用しているJIS C 3215-0-4:2014が、2025年に改正された。主な改正内容は、最近の市場の実態を踏まえた公称導体厚の範囲の拡大、及び品質向上のための絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の見直しであり、この規格においても、こうした最新の共通規格を引用することによって、最近の我が国の市場及び技術の実態に即した規格となるよう改正する必要がある。	この規格を改正することによって、以下の効果が期待できる。 ①最近の市場の実態を反映されることから、グレード1の巻線の絶縁皮膜厚みが薄い製品設計が可能となり、巻線の薄型化による、最終製品の小型・軽量化に貢献できる。 ②共通規格としてJIS C 3215-0-4:2025の改正内容を反映させることで、巻線メーカーでの製造性が改善でき、生産性及び歩留まり向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は以下の通り。 ・共通規格を“JIS C 3215-0-4:2014”から“JIS C 3215-0-4:2025”に改める。	－	IEC 60317-31:2015 Specifications for particular types of winding wires - Part 31: Glass fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 180	MOD	第2条の該当号：1(種類、寸法、性能) 対象事項： ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3215-32	巻線個別規格一第32部:樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires-Part 32: Glass-fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 155	この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数155のガラス巻平角銅線、及びエナメルガラス巻平角銅線について規定するもので、IEC 60317-32:2015を基とした規格である。今般、共通規格として引用しているJIS C 3215-0-4:2014が、その対応国際規格であるIEC 60317-0-4の改訂を踏まえて、2025年に改正された。主な改正内容は、最近の市場の実態を踏まえた公称導体厚の範囲の拡大、及び品質向上のための絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の見直しであり、この規格においても、こうした最新の共通規格を引用することによって、最近の我が国の市場及び技術の実態に即した規格となるよう改正する必要がある。	この規格を改正することによって、以下の効果が期待できる。 ①最近の市場の実態を反映されることから、グレード1の製品設計(巻線の絶縁皮膜厚みが薄い)が可能となり、巻線の薄型化による、最終製品の小型・軽量化に貢献できる。 ②共通規格としてJIS C 3215-0-4:2025の改正内容を反映させることで、巻線メーカーでの製造性が改善でき、生産性や歩留まり向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は以下のとおり。 ・共通規格を“JIS C 3215-0-4:2014”から“JIS C 3215-0-4:2025”に改める。	—	IEC 60317-32:2015 Specifications for particular types of winding wires - Part 32: Glass fibre wound, resin or varnish impregnated, bare or enamelled rectangular copper wire, temperature index 155	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C3215-49	巻線個別規格一第49部:樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数180のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	Specifications for particular types of winding wires-Part 49: Glass-fibre wound high temperature resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire, temperature index 180	この規格は、樹脂又はワニスを含浸させた温度指数180のガラス巻銅線、及びグレード1又はグレード2のエナメルガラス巻銅線について規定したもので、IEC 60317-49:2012を基とした規格である。その後、対応国際規格であるIEC 60317-49においては、2013年に正誤表が発行されて、エナメルガラス巻銅線に使用するエナメル銅線のクラスが、クラス200以上から180以上に訂正されている。また、JIS C 3215-0-6が同時に改正されることから、最新に改める。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、対応国際規格との整合が図られることから、取引の円滑化による市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・絶縁の耐熱性及び種類において、使用するエナメル線の温度指数を“200以上”から“180以上”に改める。 ・グレード1の一重及び二重の公称導体径の範囲を改める。	—	IEC 60317-49:2012 Specifications for particular types of winding wires - Part 49: Glass-fibre wound high temperature resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper wire, temperature index 180	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、性能) 対象事項: ガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金(追補15)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps (Amendment 15)	この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、口金の種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金を追加するため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-1 第3版 Amendment62(2022)、63(2022)及び64(2025)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGJ6.6に関する口金類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関する口金のデータシートを追加する。	—	IEC 60061-1:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps, Amendment 62, 63, 64	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	003		一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C7709-2	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金(追補15)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders (Amendment 15)	この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、受金の種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における受金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金に用いる受金を追加するため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金用の受金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-2 第3版 Amendment58(2022)、59(2023)、60(2025)及び61(2025)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGJ6.6に関する受金類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関する受金のデータシートを追加する。	—	IEC 60061-2:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders, Amendment 58, 59, 60, 61	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C7709-3	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ(追補15)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges (Amendment 15)	この規格は、電球、放電ランプなどの口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定するJIS C 7709規格群の内、検査ゲージの種類及び寸法について規定したものである。電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類及び受金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図ると共に、日本で新たに提案されたLEDランプ用の口金及び受金を検査するためのゲージを追加するため、JISを改正する必要がある。	この規格を改正することによって、国際規格との整合を図り、輸出入における技術的な障壁を緩和し、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。また、日本で新たに提案された口金及び受金を用いる新たな照明製品の規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-3 第3版 Amendment59(2023)及び60(2024)による改訂に合わせ、LEDランプ用のGR6dに関する検査方法の修正及びLEDランプ用のGJ6.6に関するゲージ類のデータシートを追加する。 ・日本提案のLEDランプ用のG27に関するゲージのデータシートを追加する。	—	IEC 60061-3:1969 Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges, Amendment 59, 60	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の検査ゲージ)	法律の目的に適合している。	利点: オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C60068-2-1	環境試験方法—電気・電子—第2-1部:低温(耐寒性)試験方法(試験記号:A)	Environmental testing—Part 2-1: Tests—Test A: Cold	この規格は、発熱がない供試品及び発熱がある供試品に適用する低温(耐寒性)試験について規定するもので、輸送又は保管することができる能力を調べることが目的として作成された規格でIEC 60068-2-1:2007を基に2010年に改正されたものがある。 その後、対応国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2025年に改訂され、試験条件及び試験手順の追加、試験手順の明確化など、内容が大きく変わった。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	試験条件及び手順の明確化によって、品質の改善及び設計の明確化に寄与する。また、対応国際規格と整合を図ることによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験Ab、試験Ad及び試験Aeの試験方法において、「試験室内の温度と等しい温度」としていた試験槽内温度を、具体的な数値範囲「試験に用いる標準大気条件の温度15℃～35℃」に変更する。また、供試品の測定点についての規定を追加する。 ・試験Abの試験方法において、供試品の通電条件について、「動作に必要な場合」に加えて「放熱性能を満たさない場合」を追加する。また、供試品に通電後の「低温条件にさらされることがある。」との記載を要求事項「供試品は、規定の暴露時間t1の間、低温調節温度TAにさらす。」に変更する。 ・試験Ad及び試験Aeの試験方法において低風速条件の試験が困難である場合、同等の冷却効果を実現するための高風速条件下の温度補正方法を新たに規定して、高風速条件の試験を代替手段として許容する。	—	IEC 60068-2-1:2025 Environmental testing—Part 2-1: Tests—Test A: Cold	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C60068-2-30	環境試験方法—電気・電子—第2—30部:温湿度サイクル(12+12時間サイクル)試験方法(試験記号:Db)	Environmental testing—Part 2-30: Tests—Test Db: Damp heat, cyclic (12 h + 12 h cycle)	この規格は、高湿度の下で温度変化が繰り返されて、部品、機器又はその他の製品(以下、供試品という。)の表面に結露が生じるような条件で、使用、輸送又は保管する供試品に対する適正を判定する試験方法について規定している。この規格は、1980年発行のIEC 60068-2-30(第2版)を基にして1988年に第1版が制定された。その後、2005年のIEC第3版の発行に対応して、2011年にJISも改正された。近年、昨今の技術の進歩に対応するため、また、試験結果の再現性を高めるため、大幅な改訂が実施され、2025年にIEC第4版が発行された。第4版では、試験槽に対する要求事項の改訂、試験の温度許容差から上限値及び下限値への変更、明確化のための図の更新、前処理中の温度および相対湿度の上限値及び下限値への変更、中間測定方法の改訂、ならびに試験報告書の要求事項の改訂が行われた。このような状況から、国際規格と整合を図り、また、近年の技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	本改正により、使用・輸送・保管環境における供試品の耐環境性および信頼性の向上が図られるとともに、国際規格(IEC)との整合化によって国際取引のさらなる円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験結果の再現性を高めるため、温湿度の限界値内での維持、空気の連続攪拌、放射熱や水滴落下への対策、加湿用水の管理など、試験槽に対する要求事項を更新する。 ・試験の温度許容差(「基準値 ± 〇℃」などの表現)を、温度範囲の上限値及び下限値に変更する。 ・温度および湿度の限界値(上限・下限)の範囲を視覚的に明確化するため、各図を更新する。 ・前処理及び試験サイクル中の温度および相対湿度の上限値及び下限値を変更する。 ・試験サイクル中に行う中間測定に関する規定を改訂する。 ・試験報告書に記載すべき標準的な要求事項を改訂する。	—	IEC 60068-2-30:2025 Environmental testing—Part 2-30: Tests—Test Db: Damp heat, cyclic (12 h + 12 h cycle)	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年7月
JSA	05 電気	改正	C61000-3-2	電磁両立性—第3—2部:限度値—高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)	Electromagnetic compatibility (EMC)—Part 3-2: Limits—Limits for harmonic current emissions (equipment input current ≤ 20 A per phase)	この規格は、電圧300 V以下の商用電源系統に接続して用いる1相当りの定格入力電流が20 A以下の電気・電子機器(家電・汎用品)に適用し、入力電流に含まれる高調波成分の限度値について規定している。対応国際規格のIEC 61000-3-2:2018を基に2019年に改正された。 その後、ビニールハウス加温用のヒートポンプ暖房機器が集中して多数連系する一部の配電系統において、総合電圧ひずみ率が高調波環境目標レベルの5%を超過し、高調波が原因と考えられる機器障害(家電機器の動作不良・異音)も発生している。このため、エアコンディショナ(三相機器)が適用する限度値を実態に合わせて見直すべきではないかとの指摘がされている。 また、対応国際規格においては、技術進歩に合わせた照明機器に関する規定見直し、外部電源に関する規定の追加、多機能機器の規定の追加、測定不確かさの規定追加などの改訂が2025年度までに行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	今回の改正によって、現状のエアコンディショナ(三相機器)の限度値を超える配電系統への高調波流出が抑制され、高調波が原因と考えられる機器障害の増加を抑制することが可能となり、品質改善への寄与が期待される。 また、試験方法などを見直すことによって、試験の合理化が実現し、生産性の向上及び効率的な産業活動への寄与が期待される。 この改正によって、国際規格との整合化を図ることができ、国際貿易の円滑化への寄与が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・高調波電流限度値において、有効入力電力600 Wを超えるエアコンディショナ(三相機器)の限度値(規定)をエアコンディショナ(単相機器)の限度値を目標として見直す。 ・形式試験の条件において、照明機器に関する照明器具の規定を見直し、特定の機器及び不特定の機器に用いる外部電源に関する規定を追加する。 ・国際規格との整合化のため、新たに部分奇数次高調波電流の計算について、規定の附属書を追加する。 ・機器の分類において、外部電源装置が機器の種類に応じて分類されることを規定する細分箇条(規定)を追加する。 ・一般要求事項の制御方法において、非対称制御及び半波整流に関する規定見直し、新たに追加された多機能機器の規定を追加する。 ・測定器における測定不確かさに関する規定の箇条を追加する。	—	IEC 61000-3-2:2018+AMD1:2020+AMD2:2024 Electromagnetic compatibility (EMC)—Part 3-2: Limits—Limits for harmonic current emissions (equipment input current ≤ 16 A per phase)	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2026年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C61000-4-2	電磁両立性－第4－2部:試験及び測定技術－静電気放電イミュニティ試験	Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-2: Testing and measurement techniques – Electrostatic discharge immunity test	この規格は、人体から直接の、又は人体から近接している物体への静電気放電(ESD)にさらされる電気・電子装置に対するイミュニティ要求事項及び試験方法について、IEC 61000-4-2:2008のEd.1を基に制定されたもので、家庭用及び産業用の全ての共通規格、製品群規格 及び製品規格に引用される基本規格である。しかし、基礎として用いた国際規格は、昨今の技術の進歩に対応するために2025年3月にEd.3として改訂され、放電電流波形規定の追加及び放電電流波形の校正装置のセットアップ変更、並びに試験セットアップ、試験の実行に関する印加箇所などの共通化・統一化などの改訂見直しが行われた。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正により、ESD発生器の放電電流波形の違いによる試験結果の相違・ばらつきを抑制することが可能となり、品質の改善及び測定の合理化に寄与する。また、試験方法を最新対応国際規格に整合させることで国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ESD発生器の一般事項において、放電電流波形の品質を向上させる第2放電ピーク電流(Ip2)の規定を追加する。 ・ESD発生器の校正環境の設置高さを規定し、床の基準グラウンド板の設置を必須とすることで、周辺物との間に発生する寄生容量を同一にして、測定ばらつきを抑制し校正の平準化を図る。 ・試験セットアップにおいて、間接放電試験の水平結合板を供試体の大きさに対応させる、規定がなかった壁取り付け装置の試験配置を規定する、ウェアラブル装置の試験法を規定するなど共通化及び効率化を図る。 ・試験手順において印加箇所、印加回数などは、附属書(参考)に移動し、必要な条件、その考え方を示し、適宜条件判断が可能ないように見直し、試験の統一化を図る。	—	IEC 61000-4-2:2025 Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-2: Testing and measurement techniques – Electrostatic discharge immunity test	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2026年7月